

魚津市告示第135号

魚津市宇奈月温泉立山室堂線運行事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年12月15日

魚津市長 村椿 晃

魚津市宇奈月温泉立山室堂線運行事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市宇奈月温泉立山室堂線運行事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。
(補助金の交付)

第2条 市長は、観光客等の交通の利便性を高めるため、宇奈月温泉と立山室堂の間を運行する直行バス（以下「直行バス」という）の運行に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
(補助対象事業者)

第3条 補助対象事業者は富山地方鉄道株式会社とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費は直行バスの運行経費とし、補助金の額は補助対象経費に10分の1を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該補助を他の地方公共団体と併せて行う場合の補助金の額は、当該地方公共団体との協議により定めた補助率を乗じて得た額とする。

3 前2項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、魚津市宇奈月温泉立山室堂線運行事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、当該申請者に通知するものとする。
(交付条件)

第7条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業を実施するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分を変更（次条に定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
(軽微な変更)

第8条 前条第1号の規定による軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 事業目的を変更すること。

(2) 補助対象経費の20パーセント以上の変更をすること。

(実績報告書)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、魚津市宇奈月温泉立山室堂線運行事業補助金実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合に

において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（書類の整備等）

第13条 補助事業者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿その他証拠書類を整理し、当該補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（細則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

（事業者名）

（代表者名）

年度魚津市宇奈月温泉立山室堂線運行事業補助金交付申請書

年度魚津市宇奈月温泉立山室堂線運行事業補助金の交付を、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1. 交付を受けようとする補助金の額

金 円

2. 添付書類

- （1） 事業計画書
- （2） 収支予算書
- （3） その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

（事業者名）

（代表者名）

年度魚津市宇奈月温泉立山室堂線運行事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定のあった 年度魚津市宇奈月温泉立山室堂線運行事業補助金について、魚津市宇奈月温泉立山室堂線運行事業補助金交付要綱第9条の規定により、その実績を報告します。

1. 交付を受けようとする補助金の額

金 円

2. 添付書類

- （1） 事業実績書
- （2） 収支決算書
- （3） その他市長が必要と認める書類